

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 19 条の 8 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 11 日

一宮市長 中野 正康

1 産業廃棄物処理基準の不適合及び生活環境の保全上の支障

サーライン株式会社の事業場（一宮市千秋町浅野羽根字西南出 44 番 1、45 番 1、55 番 1、56 番 1、57 番 1）に保管される石綿が含有される産業廃棄物に対し、石綿の飛散防止措置が講じられていないことは、法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準（法施行令第 6 条第 1 項第 1 号ホに規定する法施行令第 3 条第 1 号リ（2）（ハ））に適合せず、かつ、石綿が飛散し、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認められる。

2 講ずべき支障の除去等の措置の内容

サーライン株式会社の積替え保管施設（一宮市千秋町浅野羽根字西南出 44 番 1、45 番 1）には、石綿が含有される産業廃棄物とその他の産業廃棄物が混在した状態で保管されていると認められるため、当該積替え保管施設に保管されている全ての産業廃棄物に対し、石綿の飛散防止措置として、シートを掛けること。

サーライン株式会社の中間処理施設（一宮市千秋町浅野羽根字西南出 55 番 1、56 番 1、57 番 1）には、石綿が含有されるサイディング材とその他のサイディング材が混在した状態で保管されていると認められるため、当該中間処理施設に保管されている全てのサイディング材に対し、石綿の飛散防止措置として、シートを掛けること。

なお、シートを掛ける作業においては、石綿の飛散防止措置を講ずること。

3 履行期限

2025 年 5 月 14 日（水）

4 留意事項

3 の履行期限までに 2 の措置を講じないときは、法第 19 条の 8 第 1 項第 2 号の規定により、支障の除去等の措置の全部又は一部を一宮市長が自ら講じ、当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収します。